

日本ディスクゴルフ協会都道府県協会設立・更新の要件

平成 14 年 4 月 30 日改定

1. **要件**
 1. 日本ディスクゴルフ協会（以下、協会と記す）の会員 10 名以上の発起人があること。
 2. 発起人の中に、準指導員 2 級以上の有資格者 2 名以上を含むこと。
 3. 発起人の互選による、会長、事務局長、競技委員長、指導普及委員長、各 1 名を有すること。
 4. 上記役員は日本ディスクゴルフ協会正会員とする。（都道府県協会会員は不可）

2. **認定**

設立時に認定されると JPDGA 本部より、下記の認定キットが寄贈されます。

 - 認定証
 - 都道府県協会旗（JPDGA ロゴ、都道府県協会名入り） 2 枚
 - ディスクゴルフ・ゴール（ディスクキャッチャー・スポーツ） 1 基または
ディスクキャッチャー・トラベラー 2 基

3. **都道府県協会の主活動・義務**
 1. 本部と連動しての活動
 - ①公式戦などの本部主催大会への参加、協力。
 - ②JPDGA 公式戦の主管としての運営・開催。
 - ③会員募集
 - ④新たなコースの設営努力
 2. 都道府県協会の活動及び役割
 - ①都道府県協会主催による、公認戦の主催開催。
 - ②講習会実施などの、普及推進。
 - ③公認指導員認定講習会の実施。
 - ④地域における広報、愛好者の拡大。
 - ⑤自治体並びに関係団体との連携。
 3. 報告
 - ①年に一度、前年度の事業報告、収支報告及び新年度の事業計画及び収支計画を提出する。
 - ②事業を実施した際は、随時、活動報告書、公認申請などを提出する。
 4. 本部からの支援
 - ①活動資金の補助。（協会の要件を満たし、上記報告①を提出した場合資金補助を行う。）
 - ②ディスク、ゴール等の協会価格での割引提供。
 - ③協会公認インストラクター派遣協力。
 - ④全国的なディスクゴルフの広報活動、普及活動。
 - ⑤全国的な普及基盤づくり（関係省庁、関係団体との連携）。
 - ⑥各地における、コース設営の指導及び、推進。

4. **任期**

任期は原則として 2 年を満期とし、その後の活動、及び役員改選については、上記要件を満たし、新たに本部理事会の承認を得るものとする。

5. **設立準備室**

人数的に上記要件を満たすことができないものの、都道府県協会の設立に向けて本部より承認された JPDGA メンバー（1 名以上 10 人未満）は、設立準備室を発足し、上記活動を行うことができる。ただし、設立準備室は、上記「4. 本部からの支援」における項目①及び②に関してサービスを受けることはできない。（協会発足の最大のメリットであるため）

また、都道府県協会は更新時に、上記要件を満たされない場合は、対外的には都道府県協会としてそのままの名称で活動を行うことはできるが、JPDGA 内においては、支援項目①、②の資格を失い、設立準備室扱いとする。